

城里町道路里親制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、城里町が管理する道路（以下「町道」という。）において自発的に清掃美化活動等のボランティア活動を行う住民団体等を町道の里親として認定し、支援することにより、地域にふさわしい道づくりを推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(里親団体の資格)

第2条 里親となることができる団体（以下「里親団体」という。）は、自治会等の地域住民団体又は企業及びその従業員で構成する団体であつて、概ね3人以上で組織され、かつ、概ね50メートル以上の区間において第5条に規定する活動を年2回以上（町が主催する清掃事業等は除く。）実施する住民団体等とする。

2 中心市街地等の活動で、前項の規定区間をとることが困難な特別の事由がある場合については、別途町長と協議し、町長が認定した区間とする。

(認定の申請)

第3条 里親団体の認定を申請しようとする者は、道路里親認定申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 年間活動予定表（様式第2号）
- (2) 構成員名簿（様式第3号）
- (3) 活動用具等支給申込書（様式第4号）
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(認定)

第4条 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、町道の里親団体として認定し、城里町道路里親認定証（様式第5号）を交付するものとする。

2 前項の認定証は、認定日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、第10条に規定する認定の取消しが無い場合は、1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(活動内容等)

第5条 里親団体は、町道区域内において、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 空き缶、紙くず等の散乱するごみ清掃活動
- (2) 除草、植樹木の清掃、簡易な樹木の剪定、花壇等の緑化活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町道の清掃美化に必要と認められる活動

2 前項の活動により収集したごみ等は、当該活動区域に属するごみ収集場所へ搬出することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、里親団体と町との間で、当該ごみ等の処理について協議するものとする。

(里親団体への支援)

第6条 町長は、次の各号に掲げるもののうち、里親団体が行う活動に対し、必要と認めるものを予算の範囲内において支援するものとし、5万円を限度とする。

- (1) 活動に必要な消耗品等の支給
- (2) 里親団体の希望により、里親の名称を記載した表示板の設置（ただし、道路の管理上設置できない場合を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、里親団体の活動に関して町長が必要と認める支援

2 里親団体の活動に係る保険は、毎年町が負担するものとする。

(認定内容の変更等)

第7条 里親団体は、構成員又は年間活動予定に変更があつた場合は、道路里親活動内

容変更届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（事故等の報告）

第8条 里親団体は、活動中に事故等が発生した場合には、速やかに町長に報告するとともに、道路里親活動事故報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（活動報告）

第9条 里親団体は、毎年度、年間活動予定表に基づき活動した期間の状況を道路里親活動報告書（様式第8号）により当該年度の3月末日までに町長に提出しなければならない。

（認定の取消等）

第10条 里親団体は、認定の取消しを希望する場合は、道路里親辞退届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を解消することができる。

(1) 前項に規定する届出があった場合

(2) 里親団体の活動が認定の内容と異なるとき

(3) 里親団体の活動が公共の利益に反し、又は反するおそれがあるとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、里親団体として町長が適当でないとき

3 町長は、前項の規定により認定を取り消しするときは、城里町道路里親認定取消通知書（様式第10号）により当該里親団体に通知しなければならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。